

令和6年度

第1回

那須塩原市・那須町採択地区協議会

議事録

<議事録作成者>

那須塩原市・那須町採択地区協議会 事務局

那須塩原市教育委員会 副主幹・指導主事 二階堂 祐紀子

那須町教育委員会 指導主事 増子 智和

那須町教育委員会 指導主事 石倉 史郎

## 令和6年度 第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会議事録

令和6年5月23日、午前9時より令和6年度第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会が西那須野庁舎301～303会議室において開催され、その結果は次のとおりであります。

### I 会議

#### 1 本会議に出席した委員

|   |        |       |
|---|--------|-------|
| 那須塩原市教育委員会                              | 教育長    | 月井 祐二 |
| 那須町教育委員会                                | 教育長    | 平久井好一 |
| 那須町教育委員会                                | 教育委員   | 金田裕美子 |
| 那須塩原市教育委員会                              | 学校教育課長 | 大藏 裕  |
| 那須町教育委員会                                | 学校教育課長 | 島村 育男 |
| 那須塩原市PTA連絡協議会副会長<br>(那須塩原市立黒磯北中学校PTA会長) |        | 黒澤 亨  |
| 那須町PTA連絡協議会代表<br>(那須町立東陽小学校PTA会長)       |        | 鈴木 哲也 |
| 栃木県立那須特別支援学校校長                          |        | 鈴木 輝美 |
| 那須塩原市校長会副会長<br>(那須塩原市立三島中学校長)           |        | 益子 泰志 |
| 那須町校長会長<br>(那須町立黒田原小学校長)                |        | 内村 壮一 |

#### 2 本会議の事務局員

|                 |            |        |
|-----------------|------------|--------|
| 那須塩原市教育委員会学校教育課 | 学校指導係長     | 星野 卓央  |
| 那須町教育委員会学校教育課   | 副主幹兼学校教育係長 | 津田 英憲  |
| 那須塩原市教育委員会学校教育課 | 副主幹・指導主事   | 福田 悦子  |
| 那須塩原市教育委員会学校教育課 | 副主幹・指導主事   | 二階堂祐紀子 |
| 那須塩原市教育委員会学校教育課 | 副主幹・指導主事   | 印南 竜彦  |
| 那須町教育委員会学校教育課   | 指導主事       | 増子 智和  |
| 那須町教育委員会学校教育課   | 指導主事       | 石倉 史郎  |
| 那須塩原市教育委員会学校教育課 | 主査         | 澁井 知子  |

#### 3 本会議の内容

##### (1) 確認事項

- ① 教科書採択の方法について 【資料1】
- ② 那須塩原市・那須町採択地区協議会規約について 【資料2】
- ③ 那須塩原市・那須町採択地区協議会運営要領について 【資料3】
- ④ 教科用図書採択の経過及び今後の予定について 【資料4】
- ⑤ 令和6年度使用一般図書一覧表 【資料5】
- ⑥ 令和6年度使用特別支援学級教科用図書採択一覧表 【資料6】

##### (2) 議 事

- ① 教科用図書選定・採択の基本方針について 【資料7】
- ② 教科用図書選定・採択の手順及び事務日程について 【資料8】
- ③ 教科用図書選定委員会調査員について (非公開事項) 【資料9】
- ④ 第2回採択地区協議会における調査員からの報告方法、調査研究資料の様式及び協議日程について 【資料10・11】
- ⑤ 令和7年度使用教科用図書採択希望調査票について 【資料12】

- ⑥ 令和5年度決算報告について 【資料13】
- ⑦ 令和6年度予算(案)について 【資料14】
- ⑧ その他

(3) その他

- ① 学習者用デジタル教科書の見本版の閲覧について 【資料15】
- ② 参考資料について
  - 令和7年度使用教科用図書採択の基本方針等について(県第1回審議会) 【資料16】
  - 令和7年度使用教科書の採択及び採択事務処理について(通知) 【資料17】

## II 議事録

### 1 開会

事務局： 令和6年度第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会を開催します。本協議会規約第12条第1項による定足数を満たしているため、会議が成立することを報告いたします。

### 2 あいさつ

那須塩原市・那須町採択地区協議会長 月井 祐二

みなさんおはようございます。本日は令和6年度第一回那須塩原市那須町採択地区協議会の御案内をいたしましたところ、御多用中にも関わらず御出席をくださりまして、誠にありがとうございます。私は那須塩原市教育委員会教育長の月井祐二でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教科書採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によりまして、採択の手続きが行われております。

平成26年4月に法の改正がございまして、那須塩原市と那須町の市町が共同で採択業務を行うこととなり、本協議会が発足して10年が経過をしたところでございます。今年度は那須町の平久井教育長さんと協議をいたしまして、会長を私月井が副会長を平久井教育長が務めさせていただくこととなりました。相互に協力をしなして公正確保を徹底し、より良い教科書を選定できるように進めてまいりたいと考えております。

さて、本日お集まりの皆様方は、協議会の規約に基づきまして、教育に関する識見を深くお持ちで、各分野で御活躍の皆様でございます。この度、協議会委員を快くお引き受けをいただきまして、誠にありがとうございます。教科用図書選定は各自治体の重要な業務として位置付けられておりまして、公正かつ適正に採択が執り行われる上で、本協議会が大きな意味を持ちます。皆様の適切な協議によりまして、子供たちにとって分かりやすく学びやすい教科書が公正に採択されますよう、御協力をお願いいたします。

教科用図書の採択は小学校用、中学校用、そして特別支援学級用と分かれておりまして、本年は中学校及び義務教育学校後期課程用教科書と特別支援学級用の教科用図書を選定いただくこととなります。特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきましては、児童生徒の発達段階にあった教科用図書を供給するという意味から毎年採択を行うことになっております。在籍している児童生徒の発達段階や特性に合った指導ができると考えられる図書につきましては、一般図書からも採択し、使用することができます。こちらにつきましては、一つに絞ることなく指導に生かせるものについては全て選んでいただくこととなります。また、御案内のように教科書の採択につきましては公平公正を期すことが強く求められております。従いまして、我々も教科書採択の公正確保について十分配慮し、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、厳正な採択に当たりたいと考えております。皆様方につきましても、その趣旨に沿いまして適切な採択が滞りなく行われますよう御協力をお願い申し上げます。なお、詳細につきましてはこの後、

担当の方から、お手元にある資料に基づきまして詳しく説明がありますので、よろしくお願いたします。なお、次回第2回の7月の会議では、調査員会の調査結果を受けて選定を行うこととなります。

中学校及び義務教育学校後期課程の全教科、そして特別支援学級用の教科用図書に関しまして、調査員からの報告を受けて検討するというので、一日がかりの長い会議が予定されておりますが、皆様には御理解と御協力をいただければと思っております。以上、本日の会に先立ちましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

### 3 出席者紹介 名簿順に自己紹介

#### 4 令和6年度 協議会の組織、委員会の確認

事務局： 資料2の説明。

規約第4条により、本協議会は委員11名をもって組織することになっております。委員については、第5条に該当する方々に委嘱しており、任期は1年で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

また、本協議会の会長及び副会長は、規約第7条第2項により、両市町教育委員会が協議して定めた市町の教育委員会の教育長となっておりますので、本年度は那須塩原市教育委員会月井祐二教育長が会長に、規約第7条第5項会長の指名するところにより那須町教育委員会平久井好一教育長が副会長となっております。事務局・庶務については規約第10条により、本年度は那須塩原市教育委員会学校教育課が中心となります。

#### 5 確認事項

##### (1) 教科書採択の方法について【資料1】

事務局： 資料1についての説明。

##### 1 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することで、その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。つまり、市・町立の小中学校等で使用される教科書については、当該市町教育委員会に採択の権限があります。

##### 2 採択の方法

適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会が採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっております。最終的には、採択権者が都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で1種目について1種類の教科書を採択することとなります。

##### 3 共同採択

那須塩原市と那須町は平成27年度から「那須塩原市・那須町採択地区」を設け、共同で教科書の採択を行っております。

##### (2) 那須塩原市・那須町採択地区協議会規約について【資料2】

事務局： 資料2 協議会規約についての確認。

第1条、本日の協議会の大きな役割は、那須塩原市・那須町採択地区内の市・町立の小・中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行い、その結果を教育委員会に通知することです。そのために、第4章第16条第1項～第3項に規定する調査委員会を組織し、調査員を委嘱して、採択事務を補佐することとなります。調査員の任命・委嘱等については、後ほど御提案いたします。

##### (3) 那須塩原市・那須町採択地区協議会運営要領について【資料3】

事務局： 資料3について説明。

採択地区協議会規約第12条第3項「運営に必要な事項」が、この「採択地区協議会運営要領」になります。協議会及び調査員会の運営における、「会議の非公開」「傍聴」「開示」について提案いたします。非公開事項について、協議会規約に定めるものの他、調査員の承認、調査員会、希望調査の結果説明については、公正確保の観点から、非公開となっております。

傍聴について、開示については、要領に定めた方法で行いたいと考えています。

(4) 教科用図書採択の経過及び今後の予定について【資料4】

事務局： 資料4について説明。

今年度は中学校及び義務教育学校後期課程用の教科書及び小中義務教育学校の特別支援学級用の採択の年度になります。特別支援学級用の教科書は毎年の採択替えになります。

(5) 令和6年度使用一般図書一覧表及び令和6年度使用特別支援学級教科用図書採択一覧表について【資料5・6】

事務局： 資料5・6について説明

## 6 協議事項

(1) 教科用図書選定・採択の基本方針について【資料7】

事務局： 資料7について説明。

それぞれの項目ごとに要点の説明。

1 選定・採択の基本

選定に当たっては、県教育委員会の調査研究資料及び教科書展示会により、すべての教科用図書について十分調査研究するとともに、実際に使用する学校の教職員の意見や希望を反映させて、公正、適切な考察のもとに那須塩原市・那須町両市・町の小・中・義務教育学校の実情に即して、選定に当たることになっています。

2 選定・採択の公正確保

採択の公正を確保するために十分配慮し、厳重に注意して選定に当たることになっています。

また、調査員の選任に当たっても公正を期することとなっています。

3 選定・採択の方法

文部科学省 教科書目録に掲載された教科書の中から選定します。

ただし、学校教育法附則第9条に規定する、いわゆる特別支援学級用の教科書については、この限りではありません。

4 本年度採択する令和7年度 使用教科書

中学校及び義務教育学校後期課程、小・中・義務教育学校特別支援学級用の教科書となります。

5 調査員の組織及び運営について

調査員をおく種目及び調査員数は、次の表のとおり、中学校及び義務教育学校後期課程42名、特別支援学級に関して、小学校及び義務教育学校前期課程・中学校及び義務教育学校後期課程それぞれ3名とし、合計6名を予定しております。

なお、調査作業の充実を図るために、栃木県教科用図書選定審議会において調査員に委嘱された方については、本協議会の調査員として優先的に委嘱することとしております。

6 採択の希望調査の実施

採択地区内の中学校・義務教育学校後期課程及び特別支援学級のある小・中・義務教育学校には、採択希望調査を実施し、提出された希望調査結果を調査員の資料として活用いたします。

7 選定・採択に関する日程

この点については、この後御提案いたします。

8 那須塩原市・那須町 採択地区協議会の経費

委員及び調査員への謝金や旅費等の経費は、協議会が負担いたします。

以上、検討をお願いいたします。

会 長： 承認を諮る。

委 員： 全会一致で承認。

会 長： 全会一致で承認された。（案）の文字を削除をお願いします。

これ以下の議題に置いて、承認された際には、その都度（案）を消してください。

(2) 教科用図書選定・採択の手順及び事務日程について【資料8】

事務局： 資料8について説明

この後2回の調査員会の後、第2回協議会を開催し、そこで選定作業を行い、その内容を両市町教育委員会に通知いたします。

補足として、法律により、使用する前年度の8月31日までに採択を行わなければなりません。事務手続上、両市町教育委員会は7月中にそれぞれの教育委員会において採択を決定することとなります。また、日程については資料のような日程で選定を進めていくこととなります。6月4日から7月3日にかけて教科書展示が開催されます。展示会場につきましては、那須塩原市図書館みるる内の那須塩原教科書センター、那須展示会場の那須町役場となっています。また、大田原教科書センターとして那須庁舎においても展示されます。

調査員会については、今年度は教科によりAB2つのグループに分けて実施いたします。調査員会の日程については非公表となります。また、基本方針にあったように、各学校に採択希望調査を実施し、第2回の調査員会までに希望調査を回収し調査資料にしたいと考えております。7月11日に第2回目の採択地区協議会を開催させていただき、調査員からの報告を受け、教科書の選定をお願いいたします。

なお、那須町は7月25日、那須塩原市は7月26日に開催予定の教育委員会にて協議会の結果を報告し、教育委員会による採択を行う流れとなります。採択が無事に済みましたら、両市町教育委員会事務局が需要表を取りまとめ、8月5日には県の教育委員会に報告を済ませたいと考えております。

以上、選定・採択の手順について検討をお願いいたします。

会 長： 承認を諮る。

委 員： 全会一致で承認。

会 長： 全会一致で承認された。

(3) 教科用図書選定委員会調査員について【資料9】 ～非公開部分～

(4) 第2回採択地区協議会における調査員からの報告方法、調査研究資料の様式及び協議日程について【資料10・11】

事務局： 「1 調査員からの報告方法」「2 調査研究資料の様式」について

調査員の先生方には、資料11の様式に従って、各教科書について調査研

究資料を作成していただく予定となっております。

中学校及び義務教育学校後期課程の教科書については、調査した教科書全社の特色を報告した後、調査員として採択を希望する教科書2社程度を中心に、各教科の代表者が報告する形を提案いたします。

特別支援学級用については、本来ならその資料を基に、調査研究を行った全ての教科書について、その特徴等を報告すべきところですが、審議の充実と時間短縮を考慮し、本年度、新たに加えた教科用図書についての特徴を中心に調査結果を報告する形を提案いたします。

まずは、以上のような調査報告でよろしいか、検討をお願いいたします。

会 長： 調査員の報告方法と調査研究資料の様式について、意見や質問はございますか。

委 員： 様式について、多少マイナーチェンジがあったのかどうか。つまりこの様式自体に不都合等はなかったかどうかということの確認をしておきたい。

事務局： 不都合があったということは、今まではございません。また、今年度につきましても、県の調査研究資料の方を参考にして、そちらを採用しておりますので、県の調査と同様な形で、本調査研究の方も進めていけるものと考えております。

事務局： 「3 協議の方法日程」について

まず、調査員の代表により、それぞれの教科について調査結果の報告を受けていただきます。報告終了後、質疑応答の時間をお取りしますので、御質問等がありましたら、そこをお願いいたします。

質疑応答が終わりましたら委員全員で協議を行い、両市町の中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書1社を選定していただきます。

また、特別支援学級で使用する教科用図書としてふさわしいと思われる全ての教科用図書について選定していただきます。

当日、実際に教科書を御覧いただく時間があまりないので、6月4日から始まる教科書展示会に足をお運びいただきたいと思います。

以上のような日程でよろしいか、御検討をお願いいたします。

会 長： 事務局から提案のあった「調査員の報告方法」「協議の方法、日程」について、意見や質問があったらお願いいたします。

委 員： 本当に申し訳ないのですが、この日の午後に県の教育支援に関わる会議がありまして、この日程を見ると小中の特別支援学級用教科書採択が一番最後になっておりまして、私の専門性が生かせるとすれば、この部分かなと思いますので、もし可能ならば午前中に入れていただけるとありがたいなと思います。御検討いただけますでしょうか。

事務局： 特別支援学級用の教科書の説明の時間等を午前中にすることは事務局としては差し支えありませんので午前中に変更することといたします。

会 長： 調査員さんからの報告を受ける委員の皆さんとしては、プレゼンをどのようにわかりやすく説明をしてもらえるかということが、大事かと思われるが、その点についての事務局の考えはありますか。

事務局： 2回目の協議会の時は、タブレットまたはパソコンを御用意させていただいて、大きなスクリーンも用意しまして、そちらの方でも確認していただきながらと考えております。調査員の方で皆様に御確認いただきたいような資

料も提示させていただきながら、視覚的に分かりやすく説明できるよう考えております。

会 長： 承認を諮る。  
委 員： 全会一致で承認。  
会 長： 全会一致で承認された。

(5) 令和7年度使用教科用図書採択希望調査票について【資料12】

事務局： 実際に使用する学校の意見や希望を反映させながら、公正適切な教科用図書の採択をするため、採択地区内全中学校、義務教育学校及び特別支援学級を有する小中義務教育学校に採択の希望調査を実施いたします。形式は資料にあるものを各学校に送付したいと思います。先ほど御承認いただいた日程に従って希望調査を行いたいと思います。

会 長： 質問を伺う。  
委 員： 本校には弱視学級が昨年度に開設されているので、その文言も入れていただきたいと思います。

事務局： 修正して加えさせていただきます。

会 長： 承認を諮る。  
委 員： 全会一致で承認。  
会 長： 全会一致で承認された。

(6) 令和5年度決算報告【資料13】

事務局： 資料13の説明  
事務局： 決算報告及び監査より監査報告を実施  
会 長： 決算報告、監査報告について質問・意見を伺う。

会 長： 令和5年度決算報告について承認を諮る。  
委 員： 全会一致で承認。  
会 長： 決算報告については承認された。

(7) 令和6年度予算(案)について【資料14】

事務局から説明

事務局： 収入につきましては、繰越金のほか、那須塩原市、那須町からの均等割、児童生徒数の人数割により算出いたしました。負担金について前年度比9,898円増の計497,476円を計上しております。支出について、前年度と大きな変更点といたしまして、調査員会及び第2回採択協議会について資料を紙ベースではなく電子データで確認いただきたいと思いますと考えております。従いまして事務費にWiFiルーター借り上げ費用等を計上し、前年度比で3万円増え、会議費につきましては、資料の紙代等の削減により5,000円の減額としております。

また、今年度の監査員につきましても、両市町PTA連絡協議会選出の黒澤委員様と鈴木委員様にお願いしたいと考えております。

会 長： 質問・意見を伺う。  
会 長： 承認を諮る。

委員： 全会一致で承認。  
会長： 全会一致で承認された。

(8) その他

会長： 委員に質問・意見を伺う。  
会長： 以上で、審議事項が終わりました。皆様方の御協力でスムーズに進むことができました。大変ありがとうございました。

7 その他

(1) 学習者用デジタル教科書の見本版の閲覧について【資料 15】

事務局： 英語に関しては、紙の教科書が基本であることとした上で、学習者用デジタル教科書を操作し採択の考慮事項とすることができると文部科学省から通知が来ております。資料に各教科書会社の URL や QR コードからもアクセスできますので御活用ください。また、こちらは教科書採択に関するもののみ閲覧可能となっております。お取り扱いには十分御留意いただけますようお願いいたします。

(2) 参考資料について【資料 16・17】

事務局： 資料 16 は、県の教科用図書採択の基本方針になります。また、資料 17 は、教科書採択について文部科学省から出されている各種通知を掲載させていただきます。

8 閉会

事務局： 以上で、第 1 回那須塩原市・那須町採択地区協議会を閉会とします。

この会議録は、事実と相違ないことを署名する。

議事録署名

那須町教育委員会学校教育課長

島村 育男



那須塩原市教育委員会学校教育課長

大藏 裕

